

証人等の被害についての給付に関する法律

○制度の沿革

本法は、昭和33年4月30日に公布され、同年7月29日から施行された。

当初、支給対象者は、証人若しくは参考人又はその近親者とされていたが、昭和60年6月1日より、国選弁護人又はその近親者についても対象となった。

○制度の理念（支給金の性質）

国家の刑罰権実現のための審判又は捜査に際し、これに協力すべき証人又は参考人の出頭及び供述を確保し、並びに国選弁護人の職務の遂行を円滑にするため、いわば国が当該証人若しくは参考人又は国選弁護人に対して給付を約束し、被害発生の場合には、その約束の履行として給付を行うものである。

○制度の概要

刑事事件の証人若しくは参考人又はその近親者が証人又は参考人の供述又は出頭に関して他人からその身体又は生命に害を加えられた場合及び国選弁護人又はその近親者が国選弁護人の職務の遂行に関して他人からその身体又は生命に害を加えられた場合に国において療養その他の給付を行うこととすることにより、証人又は参考人の供述及び出頭を確保し、並びに国選弁護人の職務の遂行を円滑にし、もって刑罰法令の適正かつ迅速な適用実現に寄与することを目的とした制度である。

○支給金額

証人等の被害についての給付に関する法律施行令において定められている。

- ・療養給付については、同令第2条
- ・傷病給付については、同令第4条の2
- ・障害給付については、同令第5条
- ・介護給付については、同令第5条の2
- ・遺族給付については、同令第6条
- ・葬祭給付については、同令第17条
- ・休業給付については、同令第20条

○支給対象者

支給は、証人若しくは参考人が刑事事件に関し裁判所、裁判官若しくは捜査機関に対し供述（参考人にあつては、書面による供述を含む。以下同じ。）をし、若しくは供述の目的で出頭し、若しくは出頭しようとしたことにより、又は国選弁護人がその職務を行い、若しくは行おうとしたことにより、当該証人、参考人若しくは国選弁護人又はこれらの者の配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、直系血族若しくは同居の親族（以下「証人

等」という。)が、他人からその身体又は生命に害を加えられたときに行われる。

このうち療養給付、傷病給付、障害給付、介護給付又は休業給付は被害者が生存している場合に被害者に支給される。

また、上記要件を充足している場合であっても、証人、参考人若しくは国選弁護人又は被害者と加害者との間に親族関係がある場合その他一定の事由がある場合には上記の給付の全部又は一部を行わないことができる。

○他の制度との併給関係

本法第7条は、他の法令の規定により、本法による給付に相当する給付が行われたときは、その給付の支給原因たる事実と同一の事実については、その給付の限度において、本法による給付を行わないこととしている。

また、本法第8条は、本法による給付を受けるべき者が、給付の原因である損害につき賠償の責任を有する者から損害の賠償を受けたときは、その価額の限度において、本法による給付を行わないとしている。

○財源、国と国以外分のおおよその割合

国が10割

○根拠法

- ・証人等の被害についての給付に関する法律（昭和33年法律第109号）
- ・証人等の被害についての給付に関する法律施行令（昭和33年政令第227号）

○支給実績

（単位：円）

種類 年次	療養給付		休業給付		遺族給付		葬祭給付	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
昭和36年	2	4,050	1	6,528				
昭和39年					1	1,020,000	1	61,200
昭和44年	1	35,204	1	19,813				
昭和58年	1	5,050						
平成18年	1	37,610						

※平成18年は、同年6月末現在の支給実績である。